

## 電子会計を含めた正規の簿記の諸原則

### Proper Accounting Principles including Electronic Accounts

鈴木 茂  
Shigeru Suzuki

抄 録 電子会計を含めた正規の簿記の諸原則を論じたものはない。電子会計を含めた指導規範としての正規の簿記の諸原則と実務規範としての正規の簿記の諸原則を明らかにする。研究方法は先行研究が示した諸原則を取り上げ、電子会計を含めて実現可能性と妥当性について検証し再構築を図る。先行研究が示した正規の簿記の諸原則は伝統的な手記簿記を前提とした原則であり、電子会計を含めた正規の簿記の諸原則とはなっていない。企業会計原則の役割は指導原理性と実務規範性にあるが、従来の正規の簿記の原則の解釈では電子会計に対する指導原理としても実務規範としても期待できない。電子会計を含めた至るべき命題としての正規の簿記の諸原則と財務諸表監査・商法監査での実現性・検証性からの実務規範としての正規の簿記の諸原則を示した。

1. 問題の所在
2. 正規の簿記の諸原則の先行研究の検討
  2. 1 正規の簿記の原則の全体解釈
  2. 2 「正規の簿記」に対する諸学説
  2. 3 「正確な会計帳簿」の諸学説
  2. 4 正規の簿記の原則の解釈の相違
3. 諸学説の諸原則の実現可能性と妥当性の検証
3. 1 正確な会計帳簿の実現方法と可能性
3. 2 諸原則の実現可能性と妥当性
4. 電子会計を含めた正規の簿記の諸原則
  4. 1 真実性の原則との関係
  4. 2 指導規範としての正規の簿記の諸原則
  4. 3 実務規範としての正規の簿記の諸原則
5. 結論

## 1. 問題の所在

企業会計原則の性格と役割は、企業会計原則の前文の二で述べている。第1項では、企業の会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められるところを要約したものであるから法令により強制されなくてもすべての企業が従わなければならない基準であることを示している。第2項では、財務諸表監査における会計士の判断の拠り所となる基準、すなわち実務規範性を持った基準であり、財務諸表作成のための基準である。第3項では、商法、税法等の制定改廃に際して尊重されなければならないものとして指導原理の役割を担う。企業会計原則の一般原則の第一原則である真实性の原則は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供することを企業会計に要求する規範理念と解されている。一般原則の第二原則である正規の簿記の原則と第一原則の真实性の原則との関係は真实性の原則を根拠づける原則といわれている。第二原則の正規の簿記の原則は極めて実務的な規範性を有する基準であるが、文中の「正規の簿記」とはどのような簿記形態を指すのか、「正確な会計帳簿」とはどのような要件を具備した会計帳簿をいうのか、基準の要求する正確な会計帳簿はこの原則に規定する正規の簿記によって実現できるのか、導き出された諸基準は実務規範として将来にわたって耐え得るものであるか等で曖昧な点が多い。経済社会の変動、法律制度の改廃、情報技術の高度化、社会慣行の進展などに伴って新たな問題が発生してくる。これらの新たな問題に対して正規の簿記の諸原則は指導原理性を発揮し、実務規範としての機能を持ちえているのか疑問である。

特に、高度な情報技術を取り入れた企業環境における電子会計システムに適合した諸基準といえるのか疑問である。本稿では、正規の簿記の原則に対する先行研究を検討し、電子会計を含めた指導規範及び実務規範としての正規の簿記の諸原則を明らかにする。考察は、代表的な先行研究を検討し、あるべき姿としての正規の簿記の諸原則と実務規範としての諸原則を導き出す方法をとっている。始めに正規の簿記の原則に対する全体解釈、原則文中の「正規の簿記」、「正確な会計帳簿」に対する諸見解について、先行研究である各学説を取り上げて検討する。

## 2. 正規の簿記の諸原則の先行研究の検討

### 2.1 正規の簿記の原則の全体解釈

企業会計原則の一般原則の第二原則である「正規の簿記の原則」の意義について、先行研究諸説について検討する。

#### ① 黒澤学説

黒澤学説によれば「正規の簿記の原則は、正確な会計帳簿の作成に関する原則であると同時に、この正確な会計帳簿に基づく貸借対照表および損益計算書の作成に関する原則である」<sup>1)</sup>とし、「正規の簿記の原則は正確な会計帳簿の作成と貸借対照表および損益計算書は正確な会計帳簿から誘導されて作成されることを要請する原則であることを意味している」<sup>2)</sup>としている。また、「第一に、それは真实性の原則を根拠づける原則である」<sup>3)</sup>と述べている。黒澤学説による全体的な解釈は、正確な会計帳簿を作成する原則であり、正確な会計帳簿に基づいて貸借対照表と損益計算書を作成することを要請する原則であるとしている。また、真实性の原則を裏づける原則

であると解している。

#### ② 太田学説

太田学説によれば「正規の簿記の原則はふつう複式簿記の原理と考えて差し支えないが、正しい会計記録が財務諸表作成の基礎となることを示した原則である」<sup>4)</sup>とし、「わが「企業会計原則」はこのドイツ商法上の用語を取り入れたものとみることができるが、ドイツ商法においては、この原則は白紙規定であるのに対し、わが「企業会計原則」においては、これが真实性の原則を裏付け、財務諸表がこの原則により導かれるべきことを予定する点に特徴がある」<sup>5)</sup>と述べている。太田学説では本文の「正規の簿記の原則」を複式簿記の原理と解し、真实性の原則を裏づける原則であるとともに、財務諸表はこの原則により記録された会計記録により誘導して作成することを求めたものと解している。太田学説は表現こそ異なるが黒澤学説と同一と解せられる。

#### ③ 岩田学説

岩田学説によるこの原則の解釈は、「これは獨乙の株式法の規定にある「整然たる簿記の原理」の概念を取り入れたものである。正規の簿記とは、実際的には結局のところ複式簿記を指すことになるが、必ずしも複式簿記に限られることはないと思う」<sup>6)</sup>と述べ、真实性の原則との関係では、「第二の「正規の簿記の原則」は眞實性の概念から「現存性」を抹消して、過去の実際の事実に立脚することを以て眞實とすることを明らかにしたものである」<sup>7)</sup>とし、「第二原則は企業會計が眞實なる報告を提供するものであるが、そのためには簿記による過去の取引記録を基礎とする旨を明らかにして、その歴史的な性格を強調す

るのである」<sup>8)</sup>と述べている。さらに、「第二原則は第一原則の眞實性を限定する役割を果たしているのであって、(中略)「正規の簿記の原則」より、「報告が正確に帳簿記録に基づく」という点におかれていると解すべきである。眞實なる報告は正規の簿記の原則に従って記帳された信頼しうる会計記録を基礎として作成される」<sup>9)</sup>と説明されている。岩田学説は、この原則は眞實性を支える原則であり、正規の簿記の原則に従った歴史的な会計記録に基づき作成された財務諸表は眞實なものと解し、財務諸表は信頼される会計記録から誘導して作成されることを要求する原則であると説いている。

#### ④ 番場学説

番場学説によれば、「文中の正規の簿記の原則は正規の帳簿記録の原則を意味する。この原則は、企業會計は、すべての取引および取引と同等の事象につき、「正規の帳簿記録の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない」という具合に読まれるべきものである」<sup>10)</sup>とし、「一般原則の第2原則は会計帳簿を正確に記録せよという要求をしているだけでなく、会計帳簿記録にもとづいて財務諸表を作成することを要求している」と解することは通説と称してよいと思う」<sup>11)</sup>と説明している。また、眞實性の原則の項で「眞實性の原則は、会計事実を洩れなくとらえ、適切妥当な会計原則ないし基準と会計専門家の適正妥当な判断を適用してこれを会計帳簿に記録し、これにもとづいて会計報告書を作成することを要求する原則である」という説明をすることもできる」<sup>12)</sup>と述べていることから、他の学説と同様に、この原則は、正規の簿記の原則に基づいて正確な会計帳簿を

作成し、作成された会計帳簿に基づいて会計報告書（財務諸表）を誘導法により作成することを要求していると解される。

#### ⑤ 武田学説

武田学説では、一般原則の第二原則が求めている内容を「この文言から明らかなことは、「すべての取引」を会計の認識対象とし、当該会計対象の記録手段として「正確な会計帳簿の作成」を要求しているということである。さらに重要なことは、正確な会計帳簿作成にあたっての指導原理を「正確な簿記の原則」に求めていることであろう。すなわち、正確な会計帳簿に基づき財務諸表を作成し、「利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し」（一般原則四「明瞭性の原則」）、「企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない」（一般原則「真実性の原則」）<sup>13)</sup>と述べている。武田学説では、この原則を「正確な会計帳簿」を作成する指導原理と解し、この「正確な会計帳簿」から利害関係者に報告する財務諸表を誘導することを求めている。武田学説も他の学説と同様に、正規の簿記の原則に従って、企業のすべての会計取引を歴史的に記録し、正確な会計帳簿を作成することを要求し、この会計帳簿から財務諸表を作成することを求めていると解せられる。

#### ⑥ 新井学説

新井学説では、「この原則は、企業の経営成績および財政状態を企業の利害関係者に正しく報告するための基礎資料として、正規の帳簿記録を行うべきことを要求している原則である」<sup>14)</sup>と説明している。すなわち、財務諸表の基礎となる会計帳簿の帳簿記録の原則であり、作成された会計帳簿から財務諸表を

作成することを求めている原則と解している。

#### ⑦ 加古学説

加古学説によれば「この原則は、①一定の要件を具備した正確な会計帳簿を作成すべきことを要求する原則であると同時に、②この会計帳簿に基づいて財務諸表を作成すべきことを（誘導法原理による財務諸表の作成）を要求する原則でもある」<sup>15)</sup>と説明している。本文中の「正規の簿記の原則」に対する解釈を示していないが、正確な会計帳簿の要件から判断してすべての取引を正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成し、その会計帳簿から財務諸表を誘導することを求めているものと解せられる。加古学説も他の学説と同様に、この原則を正確な会計帳簿の作成を求めた原則であり、この会計帳簿から財務諸表を誘導することを要求する原則との立場をとっている。

### 2. 2 「正規の簿記」に対する諸学説

一般原則の第二原則文中「正規の簿記の原則に従って」の「正規の簿記」について各学説はどのように解しているかを検討する。

#### ① 黒澤学説

黒澤学説では、「正規の会計帳簿は、すべての取引に関する歴史的記録と、この歴史的記録に基づいて取引の因果関係を組織的に整理した分析的記録（これを勘定記録と呼ぶ。）から成り立つ。（中略）この二つの系統の会計記録は、複式簿記においては形式的にも実質的にも完備しているが、それ以外の簿記法では記録形式上不完全であることをまぬがれない。しかし正規の簿記の原則は、かならずしも複式簿記のみを要求する会計原則ではな

い。有限責任企業ではない一般商人の場合は、実質的に正規の簿記の要件を満たせば足り、形式的に会計記録を完備することは要求されていないからである」<sup>16)</sup>と説かれている。黒澤学説では、この正規の簿記の解釈として、歴史的記録と分析的記録が形式的にも実質的にも完備しているのが複式簿記であるが、実質的に正規の簿記の要件を満たせば複式簿記以外の記録方法も認めている。ここで実質的な正規の簿記の要件を示していないが、実質的に複式簿記と同様の機能があれば十分であると解せられる。

#### ② 太田学説

太田学説では、「正規の簿記とは必ずしも複式簿記のみを示すものでなく、複式簿記以外のものでも、複式簿記と同じような機能をもつものであれば差し支えないとする考え方が有力であるが、現在のところ、複式簿記とみなすことが実状に合っていると見えよう」<sup>17)</sup>と述べており、正規の簿記は複式簿記と同義に解しているといえる。

#### ③ 岩田学説

岩田学説は、「これは獨乙の株式法の規定にある「整然たる簿記の原理」の概念を取り入れたものである。正規の簿記とは、実際的には結局のところ複式簿記を指すことになろうが、必ずしも複式簿記に限られることはないと思う」<sup>18)</sup>と述べていることから他の学説と同一と解せられる。

#### ④ 番場学説

番場学説は、「誘導法は主として会計帳簿上の諸勘定の残高から貸借対照表、損益計算書およびその他の財務諸表を作成する方法をいう。そのためには会計帳簿は複式簿記の方法で記入しなければならない」<sup>19)</sup>とし、その

理由として小規模企業における単式簿記から補助簿等のデータを用いて財務諸表を作れる場合があるが、正規の簿記の原則に適合するシステムは複式簿記しかないと述べている。

#### ⑤ 武田学説

武田学説では、「正規の簿記」の文言について触れていなが、「この文言から明らかなことは、「すべての取引」を会計の認識対象とし、当該会計対象の記録手段として「正確な会計帳簿の作成」を要求しているということである。さらに重要なことは、正確な会計帳簿作成にあたっての指導原理を「正確な簿記の原則」に求めていることであろう」<sup>20)</sup>と述べており、文中の「正規の簿記」を「正確な簿記」と解している。「正確な簿記」の内容には触れていないが、正確な会計帳簿の作成において「歴史的記録の保有のための会計帳簿の作成」と「分析的記録の保有のための会計帳簿の作成」をあげており、複式簿記を指すものと解される。

#### ④ 新井学説

新井学説では、「「正規の帳簿記録」というのは、必ずしも複式簿記による帳簿記録を指しているわけではないが、企業活動から生じたすべての資産、負債および資本ならびに収益および費用の変動を、完全に捕捉、網羅して、これを組織的・体系的に帳簿に記録するためには、複式簿記による帳簿記録が必要であると思われる」<sup>21)</sup>と述べている。第二原則の文中の「正規の簿記」は複式簿記を指すものと解せられる。

#### ⑤ 加古学説

加古学説では、「以上のような条件を具備した会計帳簿を作成するための「簿記」の形式としては、複式簿記が最も合理的である。

複式簿記は、とくに記録の秩序性という面ですぐれた機能を発揮する簿記形態である。しかし複式簿記を採用する場合でも、取引事実の記録を恣意的に省略したり（これは網羅性違反である。）、客観的な証拠資料に基づかない恣意的な会計記録を行うようなことがあれば（検証可能性違反）、それは、もはや正規の簿記の原則に適合した会計記録とはいえない。「正規の簿記」と「複式簿記」とは、必ずしも同義語でない点に留意しなければならない<sup>22)</sup>と述べている。加古学説も他の学説と同様に「正規の簿記」を複式簿記そのものではないが、正規の簿記の原則に適合する簿記は複式簿記であると説いている。

### 2. 3 「正確な会計帳簿」の諸学説

第二原則の文中の後段に規定している「正確な会計帳簿」についてどのように解しているかを検討する。

#### ① 黒澤学説

黒澤学説では、「正確な会計帳簿は、すべての取引に関する歴史的記録と、この歴史的記録に基づいて取引の因果関係を組織的に整理した分析的記録（これを勘定記録と呼ぶ。）から成り立つ<sup>23)</sup>と述べている。「正規の簿記の手続は、継続簿記と定期簿記とから構成される。企業の継続的活動によって、財産の増減変化を生ずるが、これをその発生源泉ごとに継続的に歴史的に記録するものが継続簿記である<sup>24)</sup>とし、「継続簿記の内容は、費用収益の記録と、財産の残高との二種類に区分される<sup>25)</sup>と述べ、「期末には数量上ならびに評価上何らかの変化があるにかかわらず、これが帳簿の上で捕捉しえず、そのままになっているとすれば、この食いちがいは訂正されな

ければならない。この定期的修正記録をなすことが定期簿記の役割である<sup>26)</sup>と説明し、継続簿記と定期簿記の内容を明らかにしている。分析的記録については、「継続簿記の歴史的記録を、費用・収益の系統と資産・負債・資本の系統とに分析するための記録が必要となる<sup>27)</sup>と説明していることから、複式簿記における費用・収益、資産・負債・資本の要素別の勘定記録を指すものと解せられる。

黒澤学説における「正確な会計帳簿」とは、企業の継続活動によるすべての取引を発生源泉別に歴史的に記録することと、この歴史的記録を基礎とした分析的記録とを記録した会計帳簿をいうものと解せられる。つまり、すべての取引が網羅されているという「網羅性」と歴史的に記録するという「歴史性」ならびに「分析的記録」すなわち勘定記録を要件としているといえる。

#### ② 太田学説

太田学説では「正確な会計帳簿」に対する見解を述べていないが、「複式簿記とは企業の損益、資産、負債などに影響をおよぼす事項（取引という）を一定の秩序をもって継続的に記録し、記録の相互検証ができるようになっている記録様式をいう<sup>28)</sup>と述べていることから、「一定の秩序性」「継続記録性」「記録の相互検証性」が確保された帳簿と解される。

#### ③ 岩田学説

岩田学説では「正確な会計帳簿」に対する見解を見出せないが、「簿記が整然たるか否かは、簿記が有機的に組織されているかどうか、取引記録の正確性に對する保証があるかないか、証拠が整理保管されているかどうか、さらに帳簿記入および文書、証拠の保管に關

する法律規定を守っているかどうかによって定まるのである」<sup>29)</sup>と述べていることから類推すれば、「有機的な組織性」「正確性の保証」「証憑の整理保管性」「帳簿記入、文書・証憑の保管に関する手続きの準拠性」が要件と解せられる。

#### ④ 番場学説

番場学説では、正規の簿記の原則の文中の「正規の簿記の原則」を「正規の帳簿記録の原則」と解した関係から文中の「正確な会計帳簿」の詳細な説明はない。つまり、「正規の帳簿記録の原則」は正確な会計帳簿の原則であり、この原則に準拠した帳簿を「正確な会計帳簿」と解したからと考えられる。「正規の帳簿記録の原則」の要件については、正規のレコーディングの原則の重点として、「客観的な証拠にもとづく帳簿記録、取引および事象のもれなき（完全な）帳簿記録、誤りのない記帳、合理的にアップ・ツー・デートといえるように行われている帳簿記録、いかなる情報要求にも応じうるような弾力性（融通性）に富む（まとめあげ過ぎない）データ貯蔵（記録）、実地棚卸（実地調査）による記帳の修正などの要求にあると考えることができよう」<sup>30)</sup>と説明されている。帳簿記録の要件は「客観的な証拠にもとづく帳簿記録」「取引および事象のもれなき（完全な）帳簿記録」「誤りのない記帳」「合理的にアップ・ツー・デートといえるように行われている帳簿記録」「いかなる情報要求にも応じうるような弾力性に富むデータ貯蔵（記録）」「実地棚卸（実地調査）による記帳の修正などの要求」などであり、これらの要件を満たす会計帳簿を「正確なる会計帳簿」と解している。この帳簿記録の原則は、客観的な証拠

にもとづき、完全で恣意性のない記帳を要求するものであるといえる。

#### ⑤ 武田学説

武田学説における「正確な会計帳簿」は、「ここで「正確な会計帳簿の作成」とは、次の二つの課題を維持するために行われる会計帳簿への記録を意味する」<sup>31)</sup>とし、「(1) 歴史的記録の保有のための会計帳簿の作成……会計担当者によって認知された「すべての取引」をもらすことなく、発生順に、組織的に記録することが要請される。二帳簿制のもとでこれを分担する帳簿は、仕訳帳である」<sup>32)</sup>として、「歴史的記録」の会計帳簿の要件を説明している。「(2) 分析的記録の保有のための会計帳簿の作成……一定期間内に発生したすべての取引の歴史的記録を一定の計算単位別（勘定科目別）に整理・集計するための記録が要請される。二帳簿制のもとでこれを分担する帳簿は、元帳である」<sup>33)</sup>と述べており、黒澤学説と同一に解している。また、正規の簿記の原則を秩序簿記の原則と解し、秩序性の要件として、(1) 証拠書類完備の原則 (2) 仕訳の原則 (3) 勘定計画の原則 (4) 記録参照の原則 (5) 誘導の原則を示している。

#### ⑥ 新井学説

新井学説では、「正規の簿記の原則」を「正規の帳簿記録を行うべきことを要求している原則である」<sup>34)</sup>と解しており、その関係から「必ずしも複式簿記による帳簿記録を指しているわけではないが、企業活動から生じたすべての資産、負債および資本ならびに収益および費用の変動を、完全に捕捉、網羅して、これを組織的・体系的に帳簿に記録するためには、複式簿記による帳簿記録が必要である

と思われる<sup>35)</sup>の文意から「完全性」「網羅性」「組織的・体系的な帳簿記録」が要件といえる。

#### ⑦ 加古学説

加古学説は、正規の簿記の原則の要請に応えられる会計帳簿として、「記録の網羅性」「記録の検証可能性」「記録の秩序性」の三つの要件を具備することを述べている。「記録の網羅性」は、「会計帳簿は、企業の財政状態および経営成績に影響を与えるすべての取引をことごとく把握し、記録するものでなければならない。すなわち、会計帳簿は、当該企業の資産、負債および資本の増減変化ならびに収益および費用の発生事実を網羅的に記録するものでなければならないのである。(中略)すべての取引は、本来、その発生順序に従って、会計帳簿にもれなく記録すべきことが要求される<sup>36)</sup>と説明している。「記録の検証可能性」としては、「会計帳簿は、すべての取引を客観的な証拠に基づいて記録するものでなければならない。すなわち、会計記録が取引事実を正しく反映しているかどうかを検証することができるようにするため、会計記録に先だって、取引事実を立証することのできる証拠資料を入手し、これに基づいて記録を行うようにしなければならないのである<sup>37)</sup>と説いている。「記録の秩序性」では、「会計帳簿は、すべての取引を秩序整然と記録するものでなければならない。すなわち、会計記録は一定の体系のもとに相互に関連性を保つように行われなければならないのである。(中略)いずれも事後的に相互の関連をあとづけることができるように、秩序整然と記録されていることが必要である<sup>38)</sup>と説明している。加古学説では上記の条件を具備した会計帳簿の作成は複式簿記が最も合理的と

考えており、複式簿記は、とくに記録の秩序性という面ですぐれた機能を発揮する簿記形態あるとしている。

### 2. 4 正規の簿記の原則の解釈の相違

#### 2. 4. 1 各学説の諸原則の解釈

正規の簿記の原則に対する各学説は、全体的解釈として現状においては複式簿記の手法を用いて「正確な会計帳簿を作成」することを求め、この「正確な会計帳簿」に基づいて財務諸表を誘導して作成することを要請する原則であると解している。また、真实性の原則を裏づける原則であると説いている。しかし、正確な会計帳簿を作成する諸原則については統一的な見解が得られていない。各学説が述べる正確な会計帳簿の要件を整理して要約すると次の通りとなろう。

①黒澤学説の「網羅性」「歴史的記録性」「分析的記録性」は、正確な会計記録のあるべき姿から捉えた要件と解せられる。

②太田学説の「一定の秩序性」「継続記録性」は正確な会計帳簿を作り出すという視点から捉えたものであり、「記録の相互検証性」は正確な会計記録であったかを検証する意味での要件と考えられる。

③岩田学説の「有機的な組織性」「正確性の保証」「証拠の整理保管性」「帳簿記入、文章・証拠の保管に関する手続きの準拠性」の要件は、正確な会計帳簿であるかを検証する視点から捉えた要件と解せられる。

④番場学説は正確な会計記録の重点として取り上げた「客観的な証拠にもとづく帳簿記録」「取引および事象のもれなき(完全な)帳簿記録」「誤りのない記帳」「合理的にアップ・ツー・デートといえるように行われてい



る帳簿記録」「いかなる情報要求にも応じうるような弾力性に富むデータ貯蔵（記録）」「実地棚卸（実地調査）による記帳の修正などの要求」は、正確な会計帳簿を作り出すという意味での要件を示したものと見える。

⑤武田学説は、「歴史的記録性」「分析的記録性」をあげ、秩序性の要件として「証拠書類完備の原則」「仕訳の原則」「勘定計画の原則」「記録参照の原則」「誘導の原則」を示しているが、正確な会計記録のあるべき視点から捉えた要件と正確な会計記録であったかを検証する面から捉えた要件とが混在しているものと解せられる。

⑥新井学説の「完全性」「網羅性」「組織性・体系性」は、正規の簿記の原則を正確な会計記録を行うべきことを要請しているとの立場に立っている関係から正確な会計帳簿を作るという視点から捉えた要件といえる。

⑦加古学説の「記録の網羅性」「記録の検証可能性」「記録の秩序性」は、正確な会計帳簿のあるべき姿としての視点と正確な会計帳簿であったかを検証する立場から規定した要件とが混在した要件と解せられる。「記録の検証可能性」にはすべての取引を客観的な証拠に基づいて記録しなければならないという正確な会計帳簿の実現に向けた意味と、会計記録が取引事実を正しく反映しているかどうかを検証することができるようにするという記録の検証の視点からの要件が含まれている。また、「記録の秩序性」でもすべての取引を秩序整然と記録すべきとする正確な会計記録の実現に向けた意味と、事後的に相互の関連をあとづけることができるとする記録の検証の視点の意味が含まれている。

## 2. 4. 2 正規の簿記の諸原則の解釈の相違

各学説において正確な会計帳簿に対する諸原則（諸要件）が異なるのは、「正確な会計帳簿」のあるべき姿を示しその実現に向けた視点から要件を設定するという立場、あるいは、あるべき姿としての「正確な会計帳簿」が実現しているのかを検証する視点からの要件も含めて規定するかの立場の相違からきているものといえる。

指導原理性に重点を置き、あるべき姿を示しその実現に向けた視点からの「正確な会計帳簿」は、客観的な証拠に基づいた真実な会計事実を洩れなく捉え、一定の秩序性・体系性を備えた記録方式を用いて、歴史的に正確に記録される必要がある。そのためには「真実性・客観性」「網羅性」「秩序性・体系性」「歴史的記録」「正確性」が重点となる。あるべき姿の「正確な会計帳簿」が目標の通り実現しているかを検証する立場からみれば「真実な会計事実がすべて捉えられ、公正妥当な会計原則および基準に基づく適切妥当な判断により測定され、真実性の原則が要請する会計報告が作り出せる記録システムを利用して秩序的に体系的に、すべての会計取引が正確に記録されていること」が確認できることである。そのためには「真実な会計記録である」「漏れがない」「公正妥当な会計記録である」「秩序的・体系的に記録されている」「歴史的に記録されている」「正確に記録されている」ことが検証できる会計帳簿を正確な会計帳簿ということになる。

正規の簿記の原則に対する各学説の諸見解を検討したが、各学説とも「正確な会計帳簿」は、複式簿記方式で実現できるものと解して

いる。しかし、学説が述べるような正確な会計帳簿は複式簿記によって実現できるのか疑問である。また、正規の簿記の諸原則はコンピュータを手段とする電子会計においても成り立ちえるのか疑問である。次に、この二点について検証する。

### 3. 諸学説の諸原則の実現可能性と妥当性の検証

#### 3. 1 正確な会計帳簿の実現方法と可能性

正規の簿記の諸原則が要請する正確な会計帳簿は、各学説が述べる複式簿記の手段のみで実現できるのか述べる。この原則が求める会計記録、つまり不正・誤謬・脱漏のない正確な会計記録は、複式簿記システムを導入しただけでは実現することはできない。不正・誤謬・脱漏を予防・発見・是正する内部統制が組み込まれ機能することによって正確な会計帳簿の実現を図っていくのであり、複式簿記方式のみで実現することは不可能である。この点について各学説とも触れていない。また、複式簿記システムと内部統制とによって原則が要請する「正確な会計帳簿」の実現を図っていくが、不正・誤謬・脱漏が皆無であるという絶対的な保証は得ることができず合理的な保証を得るのみである。それは「いかに適切に設計・運用されている内部統制システムであっても、事業体の目的の達成に関して、それが経営者と取締役会に対して提供できるものは合理的な保証であって、絶対的な保証ではない。事業体の目的がどの程度達成されるかは、すべての内部統制システムの固有の限界に影響を受ける」<sup>39)</sup>とトレッドウェイ委員会組織委員会の報告で述べているように内部統制には限界がある。よって、複式簿

記方式と内部統制の手段を用いてもいかなる不正・誤謬・脱漏が皆無であるという絶対的な保証が得られる「正確な会計記録」を作ることは不可能である。

#### 3. 2 諸原則の実現可能性と妥当性

正規の簿記の原則における記録要件として、通説では「記録の網羅性」「記録の検証可能性」「記録の秩序性」が述べられ、この三つの記録要件が充足される必要があると説かれている。しかし、実現可能性、検証する側面、コンピュータによる電子会計においても合理性があるのか疑問である。また、「誘導法の原則」は、「正規の簿記の原則」の全体解釈として誘導法により財務諸表を作成することを求めている原則と各学説とも一致している。しかし、コンピュータを利用する会計処理システムにおいてもこの誘導法の原則に合理性が認められるのかも疑問である。以下、「記録の網羅性」「記録の検証可能性」「記録の秩序性」「歴史的記録の原則」「誘導法の原則」に対する実現可能性と妥当性について検証する。

##### 3. 2. 1 記録の網羅性の原則

記録の網羅性は、一般的に財政状態および経営成績に関して真实性を保証するに必要なすべての取引ないし事象が洩れなく記録されていることと解されている。企業の財政状態と経営成績の真实性を保証する取引ないし会計事実がすべて記録されているということは、すべての取引が歴史的記録および勘定処理に反映していることを意味する。この「網羅性」の保証は、すでに述べたようにいかなる簿記形態をとろうとも簿記方式のみで実現

することは不可能である。記録の網羅性を確保するためには、複式簿記システムと内部統制とを組み合わせ、有効な内部統制を業務プロセスに組み込み運用することによって記録の網羅性の実現を図っていく。しかし、いかなる内部統制を採用したとしても内部統制に潜む固有の限界があり絶対的な保証を得ることはできない。

指導規範としてのあるべき姿としての記録の網羅性を示すことには意味があるが、実現する立場から「記録の網羅性」の原則を掲げることが有効な内部統制の手段を使わない限り合理的な保証は得られないのであり、不合理であるとしかえぬ。

また、コンピュータを利用する電子会計での記録の網羅性は、データ処理の信頼性が確保できているとの前提があれば、すべての取引データが正確にシステムにインプットされることによって網羅性の要件を達成することができる。つまり、すべての取引データがシステムに正確にインプットされることと、データ処理の信頼性の確証が得られれば網羅性の要件を満たすことができる。すべての取引データが捕捉されているという保証は、電子会計システムではとらえることができない。電子会計システムでは、入力以前の前処理手段の信頼性に依存するのである。すべての会計事実を把握するシステムと会計原則ないしは基準に準拠した会計データが作成されるといふ保証があって始めて網羅性の要件を満たすことが可能となる。コンピュータ環境下では、不正・誤謬のあるデータをインプットすれば、不正・誤謬のある結果が出力されるのは明らかなことである。また、データ処理の信頼性が確保され、適正に処理されていれば、

記録すべき会計データが脱漏するのは、記録すべき会計データが複式簿記システムの以前の段階で捕捉されていないか、捕捉されているがシステムにインプット洩れとなっている場合のみである。コンピュータを手段とする電子会計システムでは、データ入力の網羅性と正確性、データ処理の信頼性に依存するのである。コンピュータを手段とする電子会計システムにおけるデータ処理の信頼性は、電子会計の処理特性を踏まえた内部統制により確保することになる。

伝統的な帳簿記録システムにおいても、正確な会計帳簿は、歴史的記録簿である仕訳帳に記録されるべき取引ないしは会計事実が捕捉されるシステムがあって始めてすべての取引が記録されるのであり、捕捉された会計事実を会計記録担当者によって会計原則ないし会計基準に準拠した公正妥当な会計判断が行われ仕訳帳に記録される必要がある。さらに、記録された歴史的記録から勘定記録に正確に記録され計算されることが要件となる。手記簿記システムにおいても会計事実の完全性および正確性の保証は内部統制に依存する。

すでに述べたように、いかに適切に設計・運用されている内部統制システムであっても、合理的な保証を得ることは可能でも、絶対的な保証は得られない。手作業による複式簿記システムにおいても、コンピュータを手段とする処理システムでも、不正・誤謬・脱漏が皆無であるという絶対的な保証の得られる「正確な会計帳簿」は存在しえ得ないのである。理論上のあるべき会計記録の状態を示すことは可能であるが、実現するという立場、検証するという視点から正規の簿記の諸原則を求める場合、内部統制の手段とを組み合わせ

せて実現を図っていくのだということを明示すべきであり、実務規範として「網羅性」の要件を掲げる場合は合理的な保証を得ることを目的とすると規定すべきである。

### 3. 2. 2 記録の検証可能性の原則

記録の検証可能性の原則の解釈は、「すべての取引ないし事象のあった事実を立証しうるだけの証憑書類に基づいて記録される」ことを要件とする原則と一般的に解釈されている。実現するとの立場からこの記録の検証可能性を確保するには、複式簿記システムのみで実現することは不可能であり、内部統制の手段を援用して実現を図っていくのである。しかし、内部統制システムが適切に設計され、運用されていたとしても、内部統制システムには固有の限界があり、指導規範として要請される各命題は現実には不可能であり達成し得ない。会計記録から証憑記録に遡って検証可能性の要件を検証することは可能であっても、すべての会計記録を証憑と突合することは経済的合理性が得られず実施されない。内部統制の有効性の評価や内部統制上の固有リスク、統制リスクの評価を通して、不正、誤謬、脱漏の虞のある対象を選定して証憑との突合が実施されるのである。また、記録されたすべての記録を証憑書類と照合し適切であるとの確認が得られたとしても、記録すべきすべての取引を確認したことにはならない。理論上のあるべき姿としての検証可能性の原則を設定したとしても、現実において絶対的な保証を得ることが不可能な原則を会計原則の解釈として規定することには疑問がある。実現性・検証性の視点からの実務規範としての検証可能性の要件を示す必要がある。

### 3. 2. 3 記録の秩序性の原則

記録の秩序性の原則の一般的な解釈として「貸借対照表および損益計算書から逆進的に原始記録まで跡づけうるように、組織的かつ相互関連して記録されること」を要求する原則であると説かれている。学説によれば普通仕訳帳の記録と特殊仕訳帳の記録間の相互参照の要件、仕訳帳と元帳との相互参照の要件を例示しているが、実際の企業において特殊仕訳帳を用いているケースは皆無であり、証券取引法や商法に基づく監査対象会社においては会計データ処理にコンピュータが利用され、伝統的な手記簿記の方式は採用されていない。手記簿記での相互参照の要件を示す意味はほとんど見出せない。

コンピュータを手段とする電子会計では、会計事実を洩れなくとらえ、公正妥当な会計原則ないし基準に準拠した会計データが正確に複式簿記システムにインプットされ、決められた処理手順に従ってデータ処理されれば、正確に処理されたとの合理的な保証を得ることができる。記録のファイル間の信頼性はコンピュータに適した内部統制に依存するのであり、伝統的な手記簿記システムの手段とは異なる。プログラムの改ざんによる不正な処理がなされていないというデータ処理の信頼性を保証する内部統制が有効に機能していれば原則の要求する電子会計帳簿の作成は可能である。ただし、電子会計システムの入力以前に作成される会計データが真実公正な会計データであり、漏れがないという絶対的な保証があつてのことである。電子会計システムでは、インプットの内部統制とデータ処理に対する内部統制の有効性・信頼性によって正確な会計記録がなされているとの保証が

得られる。実際の企業における現状を踏まえて実現性・検証性の立場から記録の秩序性の要件を考える場合、記録の秩序性を達成・検証する方法は電子会計であれば電子会計特有の方法が利用され、伝統的な記帳簿記では記帳簿記に適した方法が用いられる。よって、各特性を踏まえた実務規範としての「秩序性」の要件を設定する必要がある。

### 3. 2. 4 歴史的記録の原則

各学説とも会計記録は取引の発生順に歴史的に記録することを要件としている。伝統的な手記帳簿記録においては、企業の経済活動の事実を歴史的に記録する意義は認められるが、伝票会計システムを採用している形態では各部署において取引の発生順に伝票が作成され、日付順にファイルする方法が取られている。伝票会計システムにおける歴史的記録性の要件についてどの学説も見解を述べていない。企業の経済活動の事実を確実にとらえ伝票に記録されていれば、日付順にファイルするという形式的な要件は重要ではないと判断しているものと思われる。コンピュータを手段とするデータ処理システムを採用している場合、経済活動の事実に基づき仕訳データが作成されるが、データはそのまま保存処理されるのが一般的である。日付順に仕訳データを表示、印刷することはプログラムを使って即時に処理することができる。コンピュータを手段とするデータ処理システムでは、企業の経済活動を事実に基づいて正確に捉え電子データとして保存されていれば、日付順別のデータファイルを準備する必要性は認められない。コンピュータ処理での勘定処理は、一般的に保存された会計データをコンピュー

タに読み込み、日付順に分類して科目別増減残高計算を行い、残高を保存する処理をする。伝統的な手記簿記のように勘定口座を用いて仕訳帳に記録された仕訳を歴史的に転記して増減残高計算をするという方式をとらない。電子会計では、記録された会計データの日付が重要であり、処理すべき会計年度のデータによって処理されたか否かが問題となる。電子会計では、入力されたデータが正確に処理されたというシステムの信頼性に依存することになる。実務規範としての「歴史的記録の原則」を明確にするとともに、指導規範としての「歴史的記録の原則」の解釈を見直すべきである。

### 3. 2. 5 誘導法による財務諸表の作成原則

各学説とも正確な会計帳簿に基づいて財務諸表を作成すべきことを要請する原則と解釈しているが、コンピュータを手段とする電子会計では、入力保存された会計データを使って科目別計算を行い、その計算結果をもとに財務諸表を作成することができる。科目別計算結果を一旦元帳ファイルに保存してから保存された元帳ファイルの残高を使って財務諸表を作るという方法を用いなくとも財務諸表が作れるのである。つまり、各学説が述べている誘導法を用いなくとも財務諸表を作ることができる。伝統的な手記簿記システムでは元帳から誘導しないと財務諸表は作成することができない。コンピュータを手段とする電子会計では、電子会計データから直接作成する方法も、データ処理の信頼性の保証が得られていれば一概に誘導法の原則に反しているとはいえない。実現性・検証性として機能す

る実務規範としての誘導法の原則は、正確な会計記録から財務諸表を作ることを要請する原則とするべきである。

#### 4. 電子会計を含めた正規の簿記の諸原則

##### 4. 1 真実性の原則との関係

一般原則の第一原則である真実性の原則は「企業の財政状態及び経営成績」に関して、真実な報告を提供することを企業会計に要求する規範理念と解されている。真実な報告すなわち真実公正な会計報告とは、会計処理が他の一般原則、損益計算書原則及び貸借対照表原則に準拠して行われ、その会計処理に基づいて会計帳簿が作成され、報告原則に準拠して会計報告書が作成されていれば真実な報告とみなすのである。従って、企業会計は会計原則に従って会計データを収集、加工、処理し、アウトプットした会計情報を提供することが求められ、企業会計原則に従って作成表示された会計情報は真実な報告となる。つまり、真実性の原則は、会計事実を洩れなくとらえ、公正妥当な会計原則ないし基準と会計専門家の適切妥当な判断を適用して会計帳簿を記録し、これに基づいて会計報告書を作成することを要求する原則であるともいえる。真実性の原則と正規の簿記の原則との関係は、真実性の原則が要求する真実な会計報告を作成する機能、つまり、収集・加工・出力の機能を担当するものといえる。

##### 4. 2 指導規範としての正規の簿記の諸原則

指導規範としての正規の簿記の諸原則を導くためには、コンピュータ処理を視野に入れてこの原則を再検討する必要がある。それは、

従来の諸学説がコンピュータによる会計処理を視野に入れながらも伝統的な手記簿記を前提とした解釈を行っているからである。コンピュータ処理をも含めた正規の簿記の原則を本来あるべき姿からの視点、つまり指導規範性から解釈すれば、客観的な会計事実に基づきすべての取引を捉え、公正妥当な会計原則ないし基準に照らし合わせて公正妥当な判断を行い、組織的・体系的な記録の方式を用いて正確な会計記録を作り、この会計記録にもとづいて財務諸表を作成すべきことを求めている原則といえる。正確な会計記録とは、客観的な会計事実に基づく会計記録、公正妥当な判断に基づく会計記録、真実・公正妥当な会計記録がすべて反映している記録であるといえる。ここで組織的・体系的な記録の方式は、必ずしも複式簿記のみを要求するものではないが、企業会計原則が要求する財務諸表を会計記録から組織的・体系的に誘導するためには、現在のところ「複式簿記」以外に考えられない。正確な会計記録は、複式簿記の手法を用いて作成することを要求しているものと解してもよい。

正規の簿記の原則をこのように解した場合、この原則が要求する会計記録の諸原則は、①客観的な事実に基づく真実な会計記録であること、②公正妥当な判断に基づく会計記録であること、③真実・公正妥当な会計記録が網羅されていること、④組織的・体系的に記録されていることといえる。ここで④の組織的・体系的な記録の解釈として、手記簿記システムでは歴史的に正確に記録・計算されている会計帳簿を意味し、電子会計システムでは真実・公正妥当な会計記録として保存された会計データならびに歴史的に正確に計算処

理され保存されたファイルを意味する。正確な会計記録は「真実な会計記録」「公正妥当な会計記録」「洩れのない会計記録」「組織的・体系的に記録された会計記録」を指すものといってよい。

#### 4. 3 実務規範としての正規の簿記の諸原則

指導規範としての正規の簿記の諸原則を示したが、実現性・検証性からの実務規範としての正規の簿記の諸原則はどのように導き出したらよいか述べる。諸原則が要請する正確な会計記録は、複式簿記の手法と正確な会計記録の実現に向けて組み込まれた内部統制により実現を図っていくのである。つまり、「真実な会計記録」「公正妥当な会計記録」「洩れのない会計記録」「組織的・体系的に記録された会計記録」を、複式簿記システムとそれぞれの目的達成に向けた有効な内部統制を業務活動に組み込み、内部統制の運用基準に準拠した活動を通して実現するのである。実務規範としての正規の簿記の諸原則は複式簿記システムを対象とした諸原則のみでなく、内部統制の概念を含めて正規の簿記の諸原則を導く必要がある。

内部統制の概念は、監査基準の「監査基準の改訂について」の5で述べているように、内部統制とは、企業の財務報告の信頼性を確保し、事業経営の有効性と効率性を高め、かつ事業経営に関わる法規の遵守を促すことを目的として企業内部に設けられ、運用される仕組みであり、それぞれの目的の達成に関して合理的な保証を提供されることを意図した、事業体の取締役会、経営者及びその他の構成員によって遂行されるプロセスのことを

指す。

正規の簿記の原則が求める命題を達成するには複式簿記システムと内部統制の手段を用いるが、企業環境、企業の事業内容、経営者の経営方針や理念、情報技術の利用状況、事業組織や人的構成、経営者や従業員の資質などにより共通した手段をとりえない。このような個別具体的な対応は、従来から日本公認会計士協会から実務指針として公表され、一定の成果を得ている。そのため実務規範としての正規の簿記の諸原則は一般的に共通した基本的な実務指針としての諸原則となる。実務規範としての正規の簿記の諸原則を以下に示す。

- ①真実性の原則が要求する真実な会計報告が作り出せる会計処理システムであるという合理的な保証が得られること。
- ②客観的な会計事実に基づく真実・公正妥当な会計データが洩れなく捕捉されたという合理的な保証が得られること。
- ③捕捉された会計データが洩れなく正確に入力または記録されたという合理的な保証が得られること。
- ④入力または記録された会計記録に基づいて正確に処理されたという合理的な保証が得られること。
- ⑤会計情報が正確に処理された会計記録から作成されたという合理的な保証が得られること。
- ⑥上記の①から⑤の目標を達成するための適切な内部統制が存在し合理的な保証が得られること。

である。

## 5. 結論

正規の簿記の原則に対する代表的な学説を取り上げ考察した。正規の簿記の原則に対する全体的な解釈は表現の相違はあるがどの学説も一致している。しかし、「正確な会計帳簿」に対する諸原則は一致した見解が得られていない。その理由は、あるべき姿の視点からの諸原則と実現性・検証性の立場からの諸原則とが区別されず混在していることによる。また、各学説とも複式簿記の手段を用いれば「正確な会計帳簿」を実現できるとしているが、この原則が要請する「正確な会計帳簿」の作成は、複式簿記と内部統制を使って実現を図るのである。しかし、あるべき姿としての「正確な会計帳簿」は、複式簿記と内部統制により実現に向けた行動をとるが、内部統制には固有の限界があり、不正・誤謬・脱漏が皆無であるという絶対的な保証は得ることができず合理的な保証を得るのみである。理論的にあるべき姿としての「正確な会計帳簿」の諸原則を明示することに意義は認められるが、実現不可能な諸原則を掲げるよりも、実現可能性・検証性の立場からの実務規範としての諸原則を設定する必要がある。

各学説が述べる正規の簿記の諸原則は伝統的な手記簿記の形態を前提とした諸原則であり、コンピュータを手段とした電子会計を含めた諸原則とはなっていない。電子会計を含めた指導規範としての正規の簿記の諸原則と実務規範としての正規の簿記の諸原則を示した。その理由は企業会計原則の前文の二で述べているように指導原理性と実務規範性の両機能を発揮する役割があるからである。正規の簿記の諸原則においても、理論的にあるべき姿としての諸基準を明示したとしても、実

務規範として機能しなければ存在意義はないのである。そのためには、指導規範としての正規の簿記の諸原則と実務規範としての正規の簿記の諸原則を明示することが必要となる。また、経済社会の変動、情報技術の高度化等に伴って新たな問題が発生してくる。これらの新たな問題に対して指導規範性、実務規範性として機能するには、従来の公正妥当な会計慣行を要約するという最大公約数的な方法で会計基準を確立するだけでなく、将来に渡っての新たな問題に対しても合理的な判断の拠り所となる会計基準を目指すべきである。未だ慣行となっていないものでも積極的に取り上げ、指導原理性が発揮でき、実務規範としても耐えうる会計原則の確立が急務である。

## 〔引用文献〕

- 〔1〕黒澤清．解説企業会計原則．(株)中央経済社，1986，p.29．(ISBN4-481-38066-7)
- 〔2〕上掲書 p.32.
- 〔3〕黒澤清．近代会計学<改定増補版>．(株)春秋社，1964，p.293.
- 〔4〕太田哲三．会计学原理〔三訂版〕．同文館出版(株)，1975，p.19.
- 〔5〕上掲書 p.20.
- 〔6〕岩田巖．企業会計の一般原則について．企業会計．Vol.1，no.9，p.386.
- 〔7〕上掲書 p.388.
- 〔8〕上掲書 p.388.
- 〔9〕上掲書 p.388.
- 〔10〕番場嘉一郎．詳説企業会計原則．(有)森山書店，1977，p.14.
- 〔11〕上掲書 p.15.
- 〔12〕上掲書 p.12.



- [13] 武田隆二. 最新財務諸表論第10版. (株)中央経済社. 2004, p.79. (ISBN4-502-25180-1)
- [14] 新井清光, 加古宜士〔補訂〕現代会計学第7版. (株)中央経済社. 2005, p.42. (ISBN4-502-19600-2)
- [15] 加古宜士. 財務会計概論. (株)中央経済社. 2005, p.17. (ISBN4-502-25170-4)
- [16] 黒澤清. 解説企業会計原則. (株)中央経済社. 1986, p.27. (ISBN4-481-38066-7)
- [17] 太田哲三. 会計学原理〔三訂版〕. 同文館出版(株), 1975, p.20.
- [18] 岩田巖. 企業会計の一般原則について. 企業会計. Vol.1, no.9, p.386.
- [19] 番場嘉一郎. 詳説企業会計原則. (有)森山書店, 1977, p.14.
- [20] 武田隆二. 最新財務諸表論第10版. (株)中央経済社. 2004, p.79. (ISBN4-502-25180-1)
- [21] 新井清光, 加古宜士〔補訂〕現代会計学第7版. (株)中央経済社. 2005, p.42-43. (ISBN4-502-19600-2)
- [22] 加古宜士. 財務会計概論. (株)中央経済社. 2005, p.17. (ISBN4-502-25170-4)
- [23] 黒澤清. 解説企業会計原則. (株)中央経済社. 1986, p.27. (ISBN4-481-38066-7)
- [24] 黒澤清. 近代会計学<改定増補版>. (株)春秋社, 1964, p.296.
- [25] 上掲書 p.296.
- [26] 上掲書 p.296.
- [27] 上掲書 p.296.
- [28] 太田哲三. 会計学原理〔三訂版〕. 同文館出版(株), 1975, p.19.
- [29] 岩田巖. 企業会計の一般原則について. 企業会計. Vol.1, no.9, p.386.
- [30] 番場嘉一郎. 詳説企業会計原則. (有)森山書店, 1977, p.14.
- [31] 武田隆二. 最新財務諸表論第10版. (株)中央経済社. 2004, p.79. (ISBN4-502-25180-1)
- [32] 上掲書 p.79.
- [33] 上掲書 p.79.
- [34] 新井清光, 加古宜士〔補訂〕現代会計学第7版. (株)中央経済社. 2005, p.42. (ISBN4-502-19600-2)
- [35] 上掲書 p.42-43.
- [36] 加古宜士. 財務会計概論. (株)中央経済社. 2005, p.16. (ISBN4-502-25170-4)
- [37] 上掲書 p.16.
- [38] 上掲書 p.16-17.
- [39] トレッドウエイ委員会組織委員会. 内部統制の総合的枠組み理論篇. 鳥羽至英, 八田進二, 高田敏文 共訳. (株)白桃書房, 2005, p.8-9. (ISBN4-561-46404-3)

#### 〔参考文献〕

- [1] 新井清光, 加古宜士〔補訂〕. 現代会計学第7版. (株)中央経済社. 2005, 376p. (ISBN4-502-19600-2)
- [2] 飯野敏夫. 財務会計論〔三訂版〕. 同文館出版(株). 1994, p.19-79. (ISBN4-495-14193-7)
- [3] 岩田巖. 企業会計の一般原則について. 企業会計. Vol.1, no.9, p.386-390.
- [4] 太田哲三. 会計学原理〔三訂版〕. 同文館出版(株). 1975, 241p.
- [5] 太田哲三. 新版会計学通論. (株)中央経済社. 1975, 277p.
- [6] 加古宜士. 財務会計概論. (株)中央経済社. 2005, 463p. (ISBN4-502-25170-4)
- [7] 黒澤清. 近代会計学<改定増補版>. (株)春秋社. 1964, 426p.

- [8] 黒澤清, 飯野利夫, 中村忠, 江村稔. 新企業会計原則訳解. (株)中央経済社. 1975, p407.
- [9] 黒澤清. 解説企業会計原則. (株)中央経済社. 1986, p251. (ISBN4-481-38066-7)
- [10] 越村新三郎. 「だれにもできるマトリックス会計」. ソーテック社. 1983, 199p.
- [11] 鈴木茂. コンピュータ下の簿記原理の考察. 産能短期大学紀要創立50周年記念特別号・第34号合併号. 2000, p.155-164.
- [12] 鈴木茂. コンピュータを手段とする簿記原理と教育. 産能短期大学紀要第37号, 2004, p.38-48.
- [13] 鈴木茂. 電子会計帳簿の要件と帳簿組織. 産能短期大学紀要第38号, 2005, p.15-27.
- [14] 武田隆二. 最新財務諸表論第10版. (株)中央経済社. 2004, 989p. (ISBN4-502-25180-1)
- [15] 武田隆二. 会計学一般教程第6版. (株)中央経済社. 2004, 469p. (ISBN4-502-24340-x)
- [16] トレッドウェイ委員会組織委員会. 内部統制の総合的枠組み理論篇. 鳥羽至英, 八田進二, 高田敏文 共訳. 東京, (株)白桃書房. 2005, 265p. (ISBN4-561-46404-3)
- [17] 中央経済社編. 会計法規集最新増補〔第23版〕. 東京, (株)中央経済社. 2005, 1368p. (ISBN4-502-25530-0)
- [18] 中村忠. 新版財務会計論. (株)白桃書房. 2000, 316p. (ISBN4-561-36072-7)
- [19] 日本商工会議所. 電子会計実務検定試験初級公式ガイドブック勘定奉行対応版. 日経BP社. 2005, 190p. (ISBN4-8222-1495-8)
- [20] 日本商工会議所. 電子会計実務検定試験初級公式ガイドブック弥生会計対応版. 日経BP社. 2005, 167p. (ISBN4-8222-1496-6)
- [21] 番場嘉一郎. 詳説企業会計原則. (有)森山書店. 1977, 189p.